

会計年度任用職員（園内研修指導員）の登録者募集について

神奈川県教育委員会では、県内の市町村立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（政令市・中核市除く）で会計年度任用職員（園内研修指導員）として勤務できる人の登録者を随時募集しています。

会計年度任用職員とは

地方公務員法等の改正により、いわゆる非常勤職員の名称が、会計年度任用職員として法律上位置づけられました。会計年度任用職員は、短時間の勤務であっても、身分上は一般職の公務員として位置づけられます。

■目的

- 市町村の設置する幼稚園並びに幼保連携型認定こども園（以下、「公立幼稚園等」という。）の新規採用教員の職務遂行に必要な事項に関する園内研修の充実を図るための指導員を、当該公立幼稚園等に園内研修指導員として配置します。

■職務

- 担当する公立幼稚園等の新規採用教員に対し、教育・保育に関する指導を行います。

■資格要件

- 次の①・②・③のいずれか及び④・⑤の要件を満たすこと。
 - ① 公立幼稚園等の園長経験者または公立保育所の所長経験者。
 - ② 幼稚園教員免許状を所有し、概ね20年以上にわたって公立幼稚園等または保育所勤務経験者。
 - ③ 大学等における幼児教育に関する指導の経験を概ね10年以上有する者。
 - ④ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項の何れにも該当しない者。
 - ⑤ 健康診断票（様式）によるすべての検査項目が受診できる病院、または診療所において健康診断を受診し、適格と判定されること。

■任用期間

- 会計年度を超えない範囲（1年以内）で教育事務所長が定めます。

■配置園 神奈川県教育委員会が指定した県内の公立幼稚園等

■勤務日数・勤務時間

- 新規採用教員1名につき原則として年間10日間（1日7時間45分）
- その他指導員連絡会議用務として年2日（1日3時間30分）

■報酬等

- 報酬
 - 次のとおり日額・時間額が適用されます。（令和7年度実績）
 - ・1日の勤務時間が7.75時間の場合…日額（19,532～20,882円）
 - ・日額に該当する場合以外の場合…時間額（2,520～2,694円）
- ※報酬額については今後、常勤職員の給与改定に伴い変更の可能性があります。
- 通勤手当相当額

■その他

- 公務上または通勤による災害については、労働者災害補償保険が適用されます。
- 社会保険・雇用保険の適用はありません。

■身分

一般職の公務員であるため以下のような義務が生じます。また、懲戒処分等の対象となります。

- サービスの宣誓
- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止

- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の禁止 など

※営利企業への従事等の制限はありません。ただし、教育事務所長への届出は必要です。

■登録・照会先（申込書類の提出先）

勤務を希望する公立幼稚園等	登録・照会先（申込書類の提出先）	電話番号
平塚市、秦野市内の公立幼稚園等 （大磯町内の公立幼稚園等は、令和8年度の募集はありません。）	中教育事務所指導課 〒254-0054 平塚市中里 50-1 （神奈川県平塚合同庁舎 西館4階）	0463-45-3150 （代表） （内線 4725）
小田原市、南足柄市、大井町、箱根町内の公立幼稚園等 （中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町内の公立幼稚園等は、令和8年度の募集はありません。）	県西教育事務所職員課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 （神奈川県小田原合同庁舎 3階）	0465-32-8000 （代表） （内線 3412）

- ・各教育事務所への申込みは、事前に連絡を取り、提出書類や提出期限の確認をしてください。
- ・県央教育事務所（清川村内の公立幼稚園）は、令和8年度の募集はありません。
- ・登録いただいた場合でも、必ずしも任用されるとは限りません。